

事業許可又は設置許可を受けた核燃料施設等について 先行して一部の施設を使用する場合の手続き

平成30年12月19日
原子力規制委員会

1. 工事全体が終了する前に先行して一部の施設を使用する場合の基本的考え方
 - ・ 工事全体の終了に対する使用前検査合格証の交付をもって使用可能とすることが原則であるが、申請者が一部施設を先行使用しようとする場合には、当該施設に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）の申請を受け、原子力規制委員会が(a)当該施設を先行して使用することの適切性及び(b)当該施設において適用する技術基準の範囲¹を判断することとする。原子力規制庁は、同判断を踏まえ、設工認及び使用前検査を行うこととする。(具体的な手続きの考え方は2.(2)参照)
2. 新規制基準に基づき設置許可（事業許可）を受けた核燃料施設等に対する設工認及び使用前検査の手続き
 - (1) 今後の基本的な運用

使用前検査の合格証の交付をもって施設の使用ができるようになることを明確にするため、工事全体が終了してから使用する場合の設工認及び使用前検査の運用を原則以下のとおりとする。

 - ・ 設工認申請を分割し段階的に工事に着手する場合には、設工認申請において工事の全体像を示させることとする。
 - ・ 使用前検査については、工事全体に対する一括した使用前検査申請に対して合格証を交付することとする。なお、使用前検査申請は分割することが可能ではあるため、分割された使用前検査申請に対しては、工事全体に対する全ての使用前検査を終了した段階で、それぞれの申請について合格証を交付することとする。

¹ 一部の施設を先行して使用する場合に、当該施設のリスク等を考慮した技術基準の範囲

(2) 一部の施設を先行して使用する場合の運用

工事全体が終了する前に先行して一部の施設を使用する場合の設工認及び使用前検査の運用については、上記1. の考え方にに基づき、以下のとおりとする。

- ・ 一部の施設を先行して使用しようとする申請者には、設工認申請において、当該施設を先行して使用する必要性、当該施設の独立性、当該施設が適合すべき技術基準の範囲等を示させることとする。なお、当該施設の設工認申請をさらに分割し段階的に工事に着手する場合は、2.(1)と同様の手続きとなる。
- ・ 原子力規制庁は、設工認申請を受理した場合には、原子力規制委員会に、(a)当該施設を先行して使用することの適切性について諮り、(b)当該施設の審査において適用する技術基準の範囲について決定を求めることとする。(適用すべき技術基準について、申請者の申請と異なる範囲が決定された場合は、適宜申請者に申請の補正を求めることとなる。)
- ・ 原子力規制委員会が、当該施設を先行して使用することについてリスク等を考慮して適切と判断した場合には、原子力規制庁は、原子力規制委員会が決定した範囲の技術基準を適用して、その適合性を設工認の審査において確認し、当該範囲の技術基準への適合性に係る使用前検査を行い、同検査を終了した段階で合格証を交付することとする。

以上